

掛川市条例第16号

掛川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月27日

掛川市長

(別紙)

掛川市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

掛川市農業集落排水処理施設条例（平成17年掛川市条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（特定事業場からの汚水の排除の制限）</p> <p>第17条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第2条第2項の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号の水質基準対象施設（規則で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場から汚水を排除して排水処理施設を使用する者は、規則で定める場合を除き、その水質が当該排水処理施設への排出口において、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水を排除してはならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p style="text-align: center;">（除害施設の設置）</p> <p>第18条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び前条の規定により排水処理施設に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排水処理施設に排除するときは、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p style="text-align: center;">（特定事業場からの汚水の排除の制限）</p> <p>第17条 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第2条第2項の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号の水質基準対象施設（規則で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場から汚水を排除して排水処理施設を使用する者は、規則で定める場合を除き、その水質が当該排水処理施設への排出口において、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水を排除してはならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満</u></p> <p><u>(9) 磷<sup>リン</sup>含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満</u></p> <p style="text-align: center;">（除害施設の設置）</p> <p>第18条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び前条の規定により排水処理施設に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排水処理施設に排除するときは、除害施設を設けなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 前条第8号及び第9号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。